

令和3年加賀市農業委員会 第1回定例総会

令和3年1月22日(金)

第1回定例総会 開会（午後13時55分）

辰野事務局長	<p>それでは、令和3年第1回加賀市農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>本日は、農業委員現員数14名全員のご出席をいただいております。本日の定例総会は成立いたしております。</p> <p>また、本日の定例総会に先立ちまして先週の14日に中出委員、平田委員、事務局職員2名計4名で、本日付議いたします転用案件の現地確認調査を行っておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。</p>
--------	--

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	議事録署名員に、9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。
----------	---------------------------------

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）	それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>はい、議案書の1ページからです。資料2の2ページから詳細を載せておりますので、併せてご覧ください。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は3件です。利用権の新規設定と更新を合わせて6,790㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適当と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 (意見、質問なし)

議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により適切と認めます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、中出委員から報告をお願いいたします。
中出委員	報告させていただきます。去る1月14日に、私と平田委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、1ページを併せてご覧ください。 この案件は、議案第4号の4番と関連する事業です。雨水は道路側溝に流す計画であり、周辺の農地に特段影響はないと認めました。 報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（幸松）	説明させていただきます。この案件は、議案第4号の4番と関連する事業ですので、併せて説明いたします。議案書は3ページから4ページ、7ページから8ページ、資料1の位置図は1ページを併せてご覧ください。 申請地は■■■■■■■■■■で、4条により畑、面積471㎡を米の乾燥などを行う農舎を建設するものです（建築面積208㎡）。また5条により隣接する畑、面積45㎡を使用貸借して、その通路を建設するものです。申請地は農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、農業用施設であるため不許可の例外に該当するものと考えます。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。
田端委員	米の乾燥する施設ということですが、洗い場等は設置するのですか。

事務局（幸松）	汚水は出ないのですか。
大家委員	汚水が出るような施設はありません。
事務局（幸松）	5条も一緒に申請するということですが、既に通路になっているようですが。
大家委員	通路となっている奥に農業用ハウスがあり、今までもそこは使っていました。
事務局（幸松）	現況も通路として使っているのですか。
議長（中村会長）	そうです。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。
	（挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により適切と認めます。

議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）	次に、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。
中出委員	<p>それでは、報告します。位置図の資料1は、2ページから4ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番の案件は、議案第4号の2番と3番と併せて申請があったものです。隣地境界には既設の擁壁があり、雨水は東側の道路側溝に流し、生活排水は農業集落排水に接続する計画です。</p> <p>2番の案件は、議案第4号の5番と併せて申請があったものです。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の案件は、雨水は調整池を經由し排水路に流れるようになっています。</p> <p>以上3件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以</p>

議長（中村会長）
事務局（幸松）

上です。

それでは、事務局から説明してください。

説明させていただきます。

1番の案件は議案第4号の2番と3番と併せて申請があったものですので、併せて説明いたします。議案書は5ページから8ページ、資料1の位置図は、2ページを併せてご覧ください。

申請地は■■■■■にあり、申請地の変更と事業者の変更及び転用目的の変更です。当初の事業者は、自己住宅を建設する目的で平成31年3月に5条許可を得ましたが、事情の変化により事業を断念することになり、この度、2筆に分筆し2名の事業者に売買するものです。5条の2番の事業者は、申請地の隣接地である位置図の青わくに住んでおり、畑2筆、面積331㎡を購入して、3台分の駐車場や庭などに使用するため、敷地拡張を行うものです。5条の3番の事業者は、自分の出身地に近い申請地である畑4筆、面積338㎡を購入して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが10ha以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

2番の案件は、議案第4号の5番と併せて申請があったものですので、併せて説明いたします。議案書は5ページから8ページ、資料1の位置図は、3ページを併せてご覧ください。申請地は■■■■■にあり、令和2年4月に5条許可を得て自己住宅を建設しております。この度、当初の事業計画区域を拡大するため、事業計画変更申請と5条申請があったものです。拡大する申請地は畑、面積53㎡、転用目的は敷地拡張です。申請者は自宅の隣接地に庭を建設するため、地権者と交渉を重ね、この度、合意に至ったものです。申請地は農地の拡がりが10ha以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

	<p>3番は■■■■■にあり、畑、面積 2,380 m²、転用目的は砂利採取で、一時転用するものです。この案件は平成 31 年 1 月末に初回の許可を得て砂利採取を開始しましたが、許可期限の本年 3 月 18 日までに事業が完了しないことから、11 カ月の延長申請があったものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、初回の転用許可日から 3 年以内の一時転用であり、不許可の例外に該当するものと考えます。なお、3 年を超えての転用許可は下りないことから、今回が最後の申請となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>
田端委員	<p>1 番の案件は、許可後すぐの事業計画変更申請をしています。農地転用が簡単にできる方法と覚えてしまいます。ちゃんとした事情があっただろうかということでしょうか。それと、事業計画変更とは、一部でも変更があった場合にするのでしょうか。</p>
事務局（幸松）	<p>最初の質問についてですが、申請者は昨年、自己住宅建設目的で 5 条許可されました。しかし、建築資金の都合で計画が遂行できなくなりました。そこで、この地域に関係する 2 人の方が継承者となった次第です。次に事業計画変更についてですが、事業者の変更の場合、事業計画変更申請と新規に 5 条申請が必要です。面積が増える場合も同様です。事業計画変更申請だけでよい場合は、一時転用におけるの期限延長です。転用目的変更も変更申請だけで済みますが、それが許可されるとは限りません。</p>
議長（中村会長）	<p>5 条許可が下りてから 2 年以内での事業計画変更申請は大丈夫ですか。</p>
事務局（幸松）	<p>大丈夫です。期間は関係ありません。</p>
大家委員	<p>転用目的変更申請ができない具体的な例を教えてください。</p>
事務局（幸松）	<p>駐車場を例にすれば、そこに住んでいる住人が生活するのに必要な駐車場を、住居地の横の土地で事業計画変更申請をすることは大丈夫です。しかし、業者が駐車場にしたいと事業計画変更申請することは</p>

<p>大家委員 事務局（幸松）</p>	<p>できません。 貸駐車場はできないということですね。 できません。しかし、その地域の住人の方が収入を得るための貸駐車場ということであれば、許可相当になります。他の地区の住人はできません。</p>
<p>永田委員 事務局（幸松）</p>	<p>許可を得たらすぐに登記地目変更をすれば、このような問題はなかったのですね。 許可を受けた後、所有権移転はできますが、地目変更登記は建物が建たないとできません。この整理番号 1 番は、所有権移転はできましたが、地目変更はできません。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにご意見、ご質問等ありませんか。なければ、これより採決に入ります。 議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全会一致により適切と認めます。</p>

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。</p>
<p>中出委員</p>	<p>それでは、報告します。位置図の資料 1 は 5 ページを併せてご覧ください。 1 番の案件は、隣地境界に既設の擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。 2 番から 5 番の案件は、議案第 2 号、議案第 3 号で説明したとおりです。 以上、5 件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。 議案書は7ページから8ページです。 1番は [REDACTED] にあり、畑、面積320㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は位置図の青わくに住んでおり、趣味のアウトドアを行うスペースや来客用の4台分の駐車場を建設するものです。申請地は第1種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 2番から5番は、議案第2号、議案第3号で説明したとおりです。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により適切と認めます。</p>
報告第 号 1・1・1 運動の報告について	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第1号 1・1・1 運動による活動報告です。 報告のある方は挙手をお願いします。 （委員 報告なし）</p> <p>なければ、その他事務連絡について、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
<p>辰野事務局長 事務局（瀬川） 議長（中村会長）</p>	<p>（資料3により報告） （研修会等について報告） ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和3年第1回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
定例総会 閉会（午後14時25分）	